

令和 6 年 度

刈谷市放課後児童クラブ入会について(ご案内)

1 放課後児童クラブとは

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、学校終了後や学校休業日に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的とした事業です。

2 活動内容

自由な遊び活動、自主学習、集団活動、基本的な生活習慣の支援。

- ・学校や塾とは違うので、学習指導など特別な指導はしていません。
- ・おやつ時間もあります。おやつは、保護者に用意をお願いしています。
- ・学校給食のない日の利用は、利用時間に応じて弁当等を持参させてください。

3 対象児童(入会基準)

市内の小学校に就学する、集団生活ができる児童で、保護者(父母(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)および祖父母(70歳未満であって、同一の住所にお住まいの方))が、次の(1)から(5)までに掲げるいずれかの理由により継続的に児童を育成できない状態であること。

(1) 下記の①及び②を満たす労働等により学校終了後に家庭にいない場合

①月曜日から金曜日までのうち、3日以上勤務している。

②勤務終了時間が午後3時30分以降(1、2年生は午後3時以降、学校長期休業期間のみの利用は午後1時以降)である。

※恒常的に時間外勤務があり、勤務証明書にその内容(標準的な時間外勤務時間等)が明記されている場合、入会基準に必要な勤務終了時間として考慮します。

(2) 疾病や負傷により、入院をしている場合

(3) 疾病や負傷または精神もしくは身体に障害を有している場合

(4) 妊娠中または出産後間がない場合

(5) 同居の親族を常時介護・看護している場合

※疾病や負傷等、労働以外の理由により入会する場合は、その内容を証明する書類の提出(診断書、介護申立書等)が必要です。

※診断書には、その病状や障害により「家庭で児童をみることができない」または「常時介護を必要とする」という旨が明記されていることが必要です。

※下記に該当する場合は入会基準を満たしていても、入会ができない場合があります。

- ・集団での生活においてクラブの運営または他の児童の活動に対し支障があるとき。
- ・アレルギー等の特性により、クラブの活動において児童の安全確保が困難なとき。

4 利用者負担金

(1) 利用日数にかかわらず児童1人につき月額5,000円です。

- ・当月の利用がなくても、あらかじめ退会届が提出されていなければ、利用者負担金はかかります。
- ・入退会で、その月の入会期間が15日以下となる場合は、半額となります。
- ・生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯は、免除制度があります。(要申請)

(2) 利用者負担金は、毎月末日に指定された金融機関の口座から引き落とします。

5 保険

クラブ活動中のケガや事故に備え「スポーツ安全保険」に加入していただきます。利用者負担金とは別に、加入料として入会時に年間800円をご負担いただきます。

6 開設日・開設時間等

開設日	平日（学校がある日）： 下校時～午後7時
	土曜日、祝日等学校休業日： 午前7時30分～午後7時 ※土曜日および祝日は拠点開設
休日	日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

※開設日でも児童の利用（予定）がない日及び時間帯は、開設しません。

7 放課後児童クラブを利用する際の注意事項

- 放課後児童クラブは、保護者が昼間家庭にいる場合は、原則利用できません。
 - 保護者が仕事を休む日、勤務先が休みの日は利用できません。
- 放課後児童クラブは、保護者の勤務時間等に応じた利用をお願いします。
 - 勤務終了時間が早い場合など、その時間に合わせた送迎をお願いします。
- 児童の迎え（学校休業日は、送迎）は、クラブの開設時間内に行ってください。
 - 中学生以下の方の送迎は、認められません。
 - 開設時間前に、児童のみで外に待たせることは、絶対にしないでください。
 - 開設時間を過ぎての迎えが多い場合は、入会の決定を取り消すことがあります。
- 毎月提出していただく翌月の出欠予定表は、できるだけ正確に記入してください。（提出していただいた出欠予定表を基に開設日および支援員の配置人数を決めています。）
 - 提出後、変更の必要が生じた場合は、速やかにクラブへ連絡してください。
 - 無断欠席は、絶対にしないようにお願いします。利用予定日に急遽学校を欠席する場合や、早退等する場合も、必ずクラブへも連絡してください。
- 勤務証明書は、入会申請時のほか、年度内に再度提出が必要な場合があります。
- 下記の利用上の決まりやクラブのルールが守られないときは、入会の決定を取り消すことがあります。
 - 入会申請書、勤務証明書等の申請書類の記載内容が事実と異なるとき。
 - 集団での生活においてクラブの運営または他の児童の活動に対し支障があるとき。
 - 利用者負担金を正当な理由なく3か月以上にわたり滞納されたとき。

8 緊急時等の対応

- 児童がケガをした場合や、発熱や頭痛、腹痛など体調不良の訴えがあった場合には、優先順位に従って緊急連絡先に電話しますので、速やかに迎えに来てください。
- 暴風（雪）警報の発表及び天候等の状況による学校判断により学校が休校の場合や登校後に一斉下校になった場合は、クラブも開設しません。

また、クラブに来てから発表された場合は、速やかに迎えに来てください。
- 感染症等で学級閉鎖になった場合、その学級の児童は、本人に発病がなくても当該期間クラブの利用はできません。学級閉鎖解除後の登校日以降から利用可能となります。

9 入会申請

申請書類により保護者の就労状況等について入会審査を行い、学年及び家庭状況による優先順位が高い順に入会を決定します。申請が定員を超えた場合等は、入会できないことがあります。

(1) 申請場所：各放課後児童クラブ（通学する小学校区の放課後児童クラブ）

- ◎必要な書類が全て揃っていないと受理できません。
- ◎利用者負担金の未納がある方は入会決定できません。
- ◎新規入会の場合は、面接を行います。（継続入会でも面接を行う場合があります。）

(2) 申請に必要な書類

①放課後児童クラブ入会申請書

②放課後児童クラブ入会児童調査票

③勤務証明書または診断書などの入会の理由となる証明書等（保護者全員分）

※兄弟姉妹で申請する場合は、世帯に1部の提出で可とします。

④金融機関受付済の口座振替依頼書（依頼者用）のコピー

※継続入会の方で現在の指定口座を変更しない方は、提出の必要はありません。

※以前に別の児童名で金融機関に口座振替を依頼されている方で、同じ口座を指定される場合は、新たに届出をしなくても、金融機関受付済の依頼書の児童名欄に、入会申請する児童の名前が連名記入されていれば可とします。

⑤放課後児童クラブ利用者負担金免除申請書（該当する世帯のみ）

※生活保護受給世帯や市町村民税非課税世帯で利用者負担金免除を希望される方。

(3) 申請に際しての注意

- ①申請書等に虚偽の内容があった場合は、入会の決定を取り消すことがあります。
- ②求職中の受け付けはできません。仕事が確定してから申請してください。
- ③提出用のコピーは、事前をお願いします。（各クラブでは対応できません。）

10 当初申請

書類配付期間：令和5年10月2日（月）～

申請期間：**令和5年11月1日（水）～11月22日（水）**（平日のみ）

※書類は各放課後児童クラブおよび子育て推進課窓口で配付します。（平日のみ）
（刈谷市ホームページでもダウンロードできます）

※入会申請書類を受け取る際に申請する日を予約してください。

（クラブ以外で書類を受け取った方は各クラブに電話で申請の予約をしてください）

当初申請の入会審査の結果は、令和6年2月上旬までに書面で通知します。

注意

近年、放課後児童クラブへの入会希望者が大幅に増えております。

令和6年4月1日から利用希望の方は必ず11/22（水）までに申請してください。

※新規入会希望者で、市外からの転入や急な就労等、やむをえない事情により申請が間に合わなかった方は、

令和6年2月19日以降に各クラブへ申請してください。

※令和5年度からの継続入会希望者で上記期間での申請がない方は、原則、**令和6年4月1日からの入会はできません。**

1 1 当初申請後の入会申請

随時申請及び学校長期休業期間のみの入会申請は、利用人数が定員に満たない放課後児童クラブに限り受け付けます。

随時申請は、申請から実際の入会までに10日程度かかります。

学校長期休業期間のみの利用について、対象児童の通う小学校のクラブが定員に達している場合は、**学区外の放課後児童クラブへの申請が可能です。**

利用区分		申請期間	利用期間
通年	当初申請	令和5年11月1日(水) ～11月22日(水)	令和6年4月1日以降から
	随時申請	令和6年2月19日(月) ～随時	
学校長期休業期間のみ	令和6年春休み	令和6年2月1日(木) ～2月14日(水)	令和6年4月1日 ～令和6年度入学式前日
	夏休み	令和6年6月3日(月) ～6月14日(金)	1学期終業式翌日 ～2学期始業式前日
	冬休み	令和6年11月1日(金) ～11月14日(木)	2学期終業式翌日 ～3学期始業式前日
	令和7年春休み※	令和7年2月3日(月) ～2月14日(金)	3学期終業式翌日 ～令和7年度入学式前日

※春休みの申請については、入会申請書のみ、令和6年度分と令和7年度分をそれぞれ1枚ずつ提出いただきます。

【放課後児童クラブ一覧】

小学校名	クラブ名	電 話
富士松北	富士松北児童クラブ	36-1010
富士松東	富士松東児童クラブ	36-8118
富士松南	富士松南児童クラブ	36-2441
平成	平成児童クラブ	25-1128
かりがね	かりがね児童クラブ	24-3366
日高	日高児童クラブ	24-3344
小高原	小高原児童クラブ	25-0105
住吉	住吉児童クラブ	25-3325
亀城	亀城児童クラブ	21-5301
衣浦	衣浦児童クラブ	21-8100
東刈谷	東刈谷児童クラブ	25-0018
双葉	双葉児童クラブ	21-9558
朝日	朝日児童クラブ	24-2883
小垣江	小垣江児童クラブ	23-3050
小垣江東	小垣江東児童クラブ	24-3339

【お問合せ先 子育て推進課（電話62-1061）または 各放課後児童クラブ】

